

2025年度旅行会社タイアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟(以下「観光連盟」という)が実施する、旅行会社タイアップ事業補助金(以下「補助金」という)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本県の観光需要の拡大を図るため、店頭営業・法人営業等のリアル営業、WEB販売を基軸としたオンライン営業、商品企画等を含む販売促進策、又は各社が得意とする独自の手法を中心とした複数部門による販売促進策に係るプロモーション事業に対し補助金を交付する。なお、プロモーション事業については、山口県の新たな観光キャッチフレーズ及びロゴマークを活用し展開することとする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 交付の対象となる販売促進策に伴うプロモーション経費の区分、補助率、補助額等は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式により、補助金交付申請書を観光連盟が別途通知する期日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 観光連盟は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 観光連盟は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 観光連盟は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、条件をつけることができる。

(決定の通知)

第6条 観光連盟は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の

交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等に係る報告)

第8条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後に、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の計画に変更等を加えようとする場合は、別記第3号様式により、事前に変更報告書を観光連盟に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 観光連盟は、補助金に係る予算を適正に執行するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は観光連盟の職員に帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(指示)

第10条 観光連盟は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から10日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに、別記第4号様式により、実績報告書を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 観光連盟は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定させ、別記第5号様式により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、補助交付請求書（別記第6号様式）を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 観光連盟は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく決定・指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 観光連盟は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行状況及び補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、2025年4月11日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 各社が多面的に実施する本県PRに繋がると考えられる販売促進策に係る経費 								
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件をすべて満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> 本県への宿泊観光客数を拡大する目標(延べ宿泊数値)の設定。 ※目標数値は、前年を上回る事が望ましい。 目標達成のための販売促進策の推進については、店頭・法人営業、オンライン営業、商品企画等、複数の部門による全社的な取組み、又は各社が得意とする部門を中心とした複数部門による多面的な販売促進策となっていること。 各部門の販売促進策が目標達成のために有効なものであること。 本県が誇る「唯一無二」の絶景、体験、グルメカテゴリーの観光素材等を活用した効果的なPR計画であり、首都圏・関西圏エリアからの誘客が期待できること。 実績報告以外に事業の途中状況の報告体制が整っていること。 感染症等の影響や、社会環境等の変化にも配慮した提案内容とすること。 「万福の旅 おいでませ ふくの国、山口」のロゴや、観光キャッチフレーズを活用したプロモーションを展開すること。 								
補助率及び補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> プロモーション補助対象経費の1/2以内(補助限度額は、次表のとおりとする。) ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費の対象外とする。 ※補助事業者は、原則として会社単位とする。 ただし、協議により変更する場合もある。 <table border="1" data-bbox="485 1077 1378 1274"> <thead> <tr> <th>補助限度額</th> <th>目標(山口県内の延べ宿泊人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000千円</td> <td>1.5万人泊以上</td> </tr> <tr> <td>1,500千円</td> <td>1.0万人泊以上</td> </tr> <tr> <td>1,000千円</td> <td>0.5万人泊以上</td> </tr> </tbody> </table>	補助限度額	目標(山口県内の延べ宿泊人数)	2,000千円	1.5万人泊以上	1,500千円	1.0万人泊以上	1,000千円	0.5万人泊以上
補助限度額	目標(山口県内の延べ宿泊人数)								
2,000千円	1.5万人泊以上								
1,500千円	1.0万人泊以上								
1,000千円	0.5万人泊以上								

<p style="text-align: center;">実施 計画書 記載事項</p>	<p>1 総論 提案のコンセプト、送客目標、送客エリア、実施スケジュール</p> <p>2 各論</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部門毎に実施する詳細な取組内容。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭営業における取組期間 ・実施エリア・店舗数・店舗名、PR手法（専用ラック設置・パンフレット面取数・ポップ掲出増強・コーナー設置等） ・法人営業における誘客強化に繋がる送客施策案、提案強化等 ・セールス担当者に対する現地研修、インセンティブ施策、オンライン研修等・商品設定（リアル版・WEB版）及び販売促進策 ・WEBを利用する総合的な販促展開、SNS活用によるPR展開 <p style="text-align: center;">※各社が得意とする独自手法の場合、具体的な実施内容を出来る限り詳細に解りやすく記載ください。</p> <p>【その他の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的な取組に繋がる効果的だと考えられる販売促進策
--	--